

生駒市の事業系ごみ減量施策について

H22. 1. 26

A. 焼却ごみ半減に向けた事業系ごみの減量目標量

(1) 新たな減量目標量

事業系ごみ排出量：8.5千t（H21）→新たな減量目標量3.5千t

(2) 減量の可能性

1) 資源化の推進

○京都市の調査結果であるが、排出事業者が分別排出を徹底すれば、事業系可燃ごみの資源化により、段ボールや色付き紙等の古紙類が約14%、トロ箱やペットボトルのプラスチック類が約1%、びん類が約1%、缶類が約1%で、合計18%の削減が可能であり、さらに、厨芥類が約42%を加えれば、合わせて約60%の減量が可能である。

表1 事業系ごみ中の資源化可能物の占める割合（全業種平均 重量比）

		資源化可能物				過去の調査結果	
		重量		容積		重量	
		(t/年)	(%)	(m ³ /年)	(%)	H4	H9
古紙類	新聞（折ったままのみ。物を包むのに利用したものは除く）	2,500	1.13	7,626	0.40	1.2	3.4
	折り込み広告	1,275	0.58	9,978	0.52	0.5	
	雑誌	2,579	1.17	5,500	0.29	1.2	0.7
	書類	415	0.19	811	0.04		
	段ボール（部品等の小型除く）	10,880	4.92	227,705	11.81	7.5	13.4
	大型紙箱	4	0.00	99	0.01	0.0	7.3
	色白紙（コピー紙、電算用紙、帳簿・書類等）	1,350	0.61	13,850	0.72	1.5	
	色付き紙（パンフレット、再生コピー紙、封筒等）	10,062	4.55	64,860	3.36	1.7	
	印刷残紙・出版残紙	604	0.27	2,239	0.12	0.0	
	紙バック（大型のみ、アルミコーティング無し）	675	0.31	20,027	1.04	0.3	
小計	30,345	13.73	352,695	18.31	13.9	25.9	
プラスチック類	トロ箱	1,003	0.45	140,264	7.28	0.6	—
	ペットボトル	1,794	0.81	53,206	2.76	0.1	1.6
	小計	2,796	1.26	193,470	10.04	0.7	1.6
古布類		870	0.39	5,369	0.28	0.1	—
びん類（飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む）		2,460	1.10	6,300	0.33	3.4	1.1
缶類（飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む）		2,572	1.17	36,357	1.89	2.7	5.6
資源化可能な物 合計		39,043	17.65	594,191	30.85	20.8	34.2
厨芥類	加工原料くず・製品くず	47,757	21.59	68,215	3.54	—	—
	調理期間切れ、売れ残りの食料品	15,578	7.04	34,481	1.79	—	—
	一般厨芥類	27,499	12.43	27,137	1.41	—	—
	小計	90,835	41.06	129,833	6.74	42.7	35.1
厨芥類含む合計		129,877	58.71	724,024	37.59	63.5	69.3

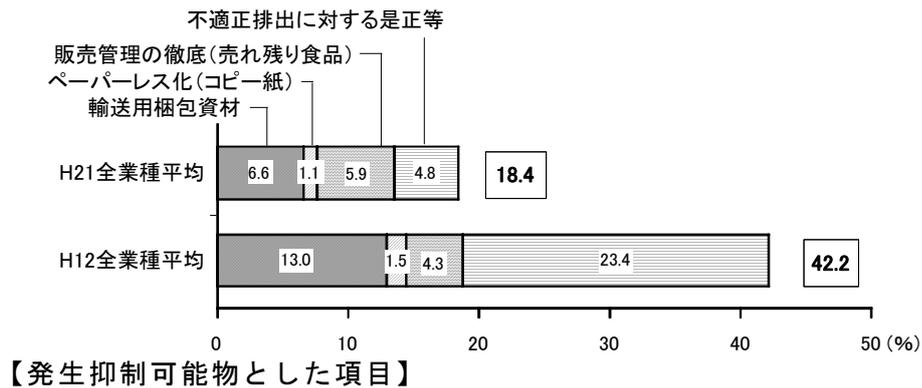
注）過去の調査結果とは、H4：「一般廃棄物処理基本計画策定に係る調査」、H9：「事業系廃棄物の減量化のための分別収集モデル事業」

※ t, m³で示した数値は、平成18年度に業者収集ごみとして排出されたごみの推定量である。

2) 発生抑制の推進

○豊中市の調査結果から発生抑制可能物の重量割合（事業系可燃ごみ中）では、輸送用梱包資材約7%、コピー用紙約1%、売れ残り食品約6%、不適正排出（産業廃棄物系のごみ）の是正が可能な物約5%で、合計18%の減量が可能である。なお、豊中市では、平成21年度調査における発生抑制可能物の割合は、輸送用梱包資材（段ボール箱）や不適正排出ごみの減少により、平成12年度調査から大きく減少している。

図1 発生抑制可能物の割合



輸送用梱包紙材	段ボール トロ箱 ブラ緩衝材
生産の効率化等	印刷残紙 プラスチックくず 繊維くず ガラスくず 金属くず 加工原料くず・製品くず (魚あらかむ) その他 (可燃系その他) # (不燃系その他)
ペーパーレス化	コピー紙 (普通・再生) 連続用紙
販売管理の徹底	賞味期限切れ食品

(出典)「事業系ごみ排出実態組成調査」(豊中市 H22)

(3) 事業系ごみの減量推進における問題点

①事業系ごみの減量や適正処理は排出事業者の責任であり、そのための費用負担も排出事業者が負うことになり、大規模事業者は別として小零細事業者にとって負担増加となる分別排出が浸透しにくい。

《神戸市による事業系ごみの費用負担金額の例》

■市の施設での処理費用 (ごみ袋製作費等含む)

■収集運搬費用 (上限値 基本的には自由価格)

<<<指定袋の販売価格(10枚1組)>>> 2007.2.1現在

種類	容量	販売価格	種類	容量	販売価格
可燃ごみ用	30L袋	570円	粗大ごみ用	30L袋	930円
	45L袋	840円		45L袋	1,380円
	70L袋	1,310円		70L袋	2,150円
	90L袋	1,690円	資源ごみ用	30L袋	190円
不燃ごみ用	30L袋	690円		45L袋	270円
	45L袋	1,020円	70L袋	420円	
	70L袋	1,590円			

販売価格には消費税を含む。

区分	金額
指定袋による場合	30L 96円/袋 45L 144円/袋 70L 224円/袋 90L 288円/袋
重量による場合	160円/10kg

[可燃ごみ(45L袋)]
84円/枚 + 144円/枚 = 228円/枚

[資源ごみ(45L袋)]
27円/枚 + 144円/枚 = 171円/枚

②原則①のとおりであるが、市の施設によるごみ処理費用全額を排出事業者が負担しているわけではなく、事業者責任の確立やごみ減量行動の取り組みへの誘導の観点から、現行のごみ処理手数料の見直しが必要である。

現在のごみ処理手数料金：50円/10kg

★実際のごみ処理費用（焼却（220円/10kg）＋中継（63円/10kg））
＝283円/10kg H20） 2割弱の負担率

《関東地方等のごみ処理手数料の例》

横浜市 130円/10kg 川崎市 120円/10kg 東京都 145円/10kg

名古屋市 200円/10kg 岡山市 130円/10kg

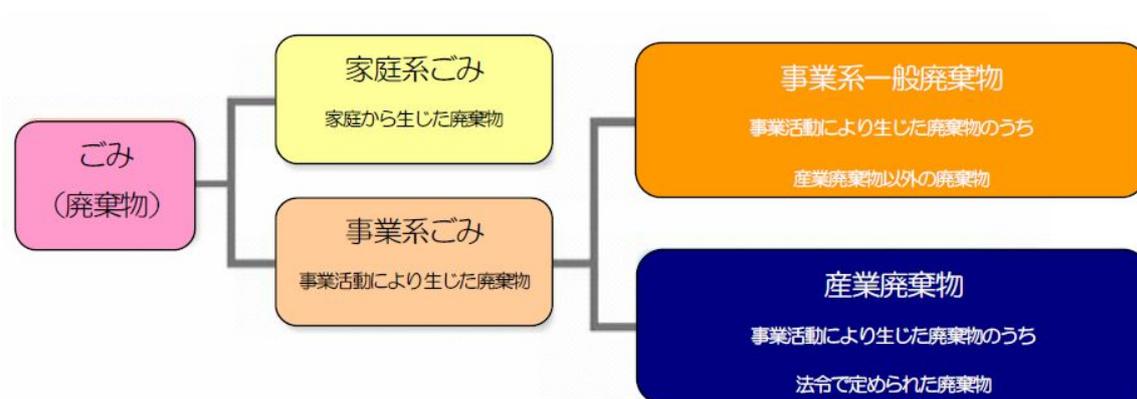
（大阪市 58円/10kg 京都市 65円/10kg (H23.4までの許可業者収集分に適用)）

③行政が可能な事業系ごみの減量対策は、一般的には、情報提供、減量指導、立入検査、家庭ごみへの混入調査、減量のためのモデル事業等の取り組みなどであるが、大規模事業所への減量指導・立入検査等を充実するには、専任職員の確保等、職員体制の確立が必要である。

④スーパー、コンビニエンス等から、パックに入ったままの食品等が多量に排出されてくるが（スーパー、コンビニエンスでは1/4程度、事業系ごみの6～7%程度を占める。）、常時陳列ケースに商品を並べておくことの利便性への要求、また、賞味期限の新しい商品から購入する消費者の買い物行動の見直しが必要である。また、過度の品定めによる廃棄食品の発生もあり、スーパー等の事業系ごみ減量は、事業者だけでは難しく、事業者と市民との協働の取り組みが必要である。

⑤事業系ごみには、例えば、プラスチック類、金属くず（缶類）、ガラスくず（びん類）などは、厳密に言うと産業廃棄物に相当する品目が含まれている。抜本的には廃棄物処理法の改正が必要であるが、ある程度の曖昧さも残して対策を考えていく必要がある。

《ごみの種類》



（出典）厚木市事業系ごみの適正処理のご案内パンフレット

B. 施策の方向

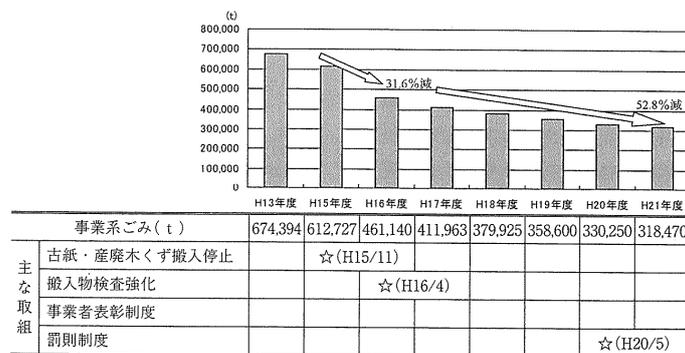
1. 不適切な事業系ごみや古紙類の市施設への搬入を防止

(施策の方向性)

○他市からの搬入や建設廃材等の搬入がある都市では有効だが、生駒市ではそれほど大きな減量の期待は出来ない。しかし、焼却ごみを半減していくためにはいろいろな施策の積み重ねが必要であり、清掃リレーセンターや清掃センターに搬入された事業系ごみの抜き内検査や、許可業者と連携して排出ルールが不適切な事業所へ市から指導に行くなどの取り組みを行っていく。

(参考1) 横浜市等では、排出事業者から搬入されるごみの搬入規制(古紙等の資源化物の搬入規制、木くず等のあわせ産廃などの搬入規制、搬入物の検査体制の強化などにより、事業系ごみ搬入量の多くを削減している。

■横浜市の搬入規制による事業系ごみの削減効果



(出典) 都市清掃 2010.7

2. 事業系ごみ中の食品廃棄物を削減する。

(現状)

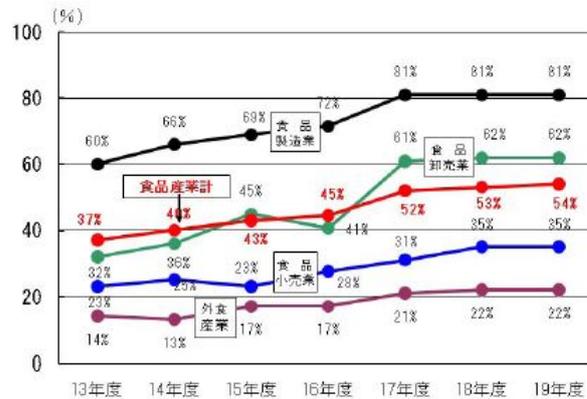
- 食品廃棄物は、家庭系ごみと同様に事業系ごみ中のかなりの割合(約4割)を占めている。
- このため、食品リサイクル法が平成12年に制定され、食品廃棄物を多く排出する、食品製造・加工業、食品卸売・小売業、飲食店、ホテル・旅館等を食品関連事業者とし、食品廃棄物の再生利用等(発生抑制、肥料・飼料化等による再生利用、脱水等による減量)が義務付けられている。

《業種別再生利用等》

食品製造業：85%、食品卸売業：70%、食品小売業：45%、外食産業：40%

○再生利用等実施率は、外食産業や食品小売業では20～35%と低い状況にある。

＜再生利用等実施率の推移＞



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部）により計算

○生駒市周辺における食品廃棄物の受入先は少ない。また、食品廃棄物のリサイクル料金は焼却処理料金に比べ高い。

《食品廃棄物の再生利用等の料金》

有限会社三功（三重県津市）	堆肥化	144円/10kg
三重中央環境(株)（三重県上野市）	堆肥化	200円/10kg
(株)水口テクノス（滋賀県甲賀市）	堆肥化	200円/10kg
京都有機資源(株)（京都府長岡京市）	飼料化	200円/10kg
カンボリサイクルプラザ(株)（京都府南丹市）	堆肥化、メタン化	150～450円/10kg

（出典）中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会第2回食品リサイクル専門委員会 資料13-2

■近畿圏内の食品廃棄物の受入先

近畿圏内の生ごみ処理施設（民間産廃業者一覧）			資料：近畿農政局ホームページ
事業者名	再生利用事業の内容	再生利用事業を行う事業場の所在地	再生利用事業を行う事業場の名称
株式会社水口テクノス	肥料化事業 油脂製品化事業	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本362-22, 362-28	水口テクノスリサイクルセンター
有限会社諸原商店	飼料化事業	滋賀県蒲生郡日野町大字西大路字大水戸2658-1	有限会社諸原商店（日野ドリームファーム）
京都有機質資源株式会社	飼料化事業	京都府長岡京市神足落迹1番、2番、6番、7番1	京都有機質資源株式会社社長岡京工場
カンボリサイクルプラザ株式会社	肥料化事業 メタン化事業	京都府南丹市園部町高屋向井田2番地ほか13筆	カンボリサイクルプラザ バイオリサイクル施設
有限会社蔵尾ファーム	飼料化事業	大阪府枚方市春日西町2丁目22-15	有限会社蔵尾ファーム本社工場
太誠産業株式会社	肥料化事業	大阪府堺市築港新町4丁2番6	太誠産業株式会社 堺工場
株式会社大口油脂	油脂化事業	大阪府茨木市蔵垣内1丁目215番2の一部	大口油脂 オイルリサイクルセンター
株式会社関西再資源ネットワーク	炭化事業	大阪府堺市西区築港新町4丁2番5	株式会社関西再資源ネットワーク 堺工場
辰巳環境開発株式会社	肥料化事業	大阪府東大阪市水走3丁目12番56	東大阪食品リサイクルセンター
株式会社筑田商店	油脂化事業	大阪府大東市2丁目342番地の11、34、38	株式会社筑田商店 大東事業所
ハリマ産業エコテック株式会社	肥料化事業	兵庫県姫路市網干区浜田1223番地の10、1223番地の22	本社工場・第二工場
田中飼料株式会社	肥料化事業 油脂化事業	兵庫県篠山市下原山藤ヶ谷156-1	田中飼料株式会社 篠山工場
エコフィード循環事業協同組合	飼料化事業	兵庫県加西市網引町字丸山2001番54号 加西南産業団地3-C号地	エコフィード循環事業協同組合 加西工場
加美興産株式会社	油脂化事業	兵庫県尼崎市東海岸町1-4	加美興産株式会社
エス・イー・イー株式会社	肥料化事業	奈良県橿原市一町964番地1、964番地3、965番地1	エス・イー・イー株式会社 橿原営業所

- 食品リサイクル法に基づく食品リサイクル促進に対する、生駒市の関与のあり方が明確でない。

(施策の方向性)

- 食品廃棄物の受入先等の情報収集を行う。また、後述するように大規模事業所への減量指導体制を確立し、その中で排出事業者へ食品廃棄物のリサイクル指導を行う。
- 事業所から排出される食品廃棄物の当面の減量対策として、エコパーク 21 への受入量を日量 1.3 t から 2.6 t へ拡大する。将来的には、家庭から排出される生ごみ(食品廃棄物)と合わせて資源化に取り組む。
- 事業系ごみの処理手数料を処理原価に近づけるように段階的に改訂を行う。また、有料指定袋制の導入により、事業系ごみのごみ減量の取り組みの実践を誘導する。
★食品廃棄物のリサイクルの促進にむけて、品目別料金の設定のあり方についても検討する。

食品廃棄物が入ったごみは1袋10～20kgであり、15kgとすると神戸市の45%の袋84円/袋は、処理手数料では6円/kgとなり、食品廃棄物のリサイクルには誘導できない。

3. 大規模事業所、中小零細事業所に対する事業所特性にあった減量を推進する。

(1) 大規模事業所の減量推進

(現状)

- 平成22年度から生駒市では大規模事業所に対する減量計画書の提出を求めている。現時点での提出指導対象事業所は、大規模小売店舗で14店舗、その他(公共施設等)で9施設である。

《減量指導の概要》

- ・一定規模以上の建築物の事業者積極的にごみの減量化に取り組んでもらうため、一般廃棄物管理責任者を選任するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出をお願いする。
 - ・対象は、延べ面積が、3,000㎡以上の建物(興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗又は事務所、旅館)、延べ面積が8,000㎡以上の学校、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗(百貨店、スーパーマーケット又は小売店舗9)である。
- 現時点では集計をしていないため、生駒市の状況は不明だが、大規模事業所のごみ排出量が市全体の事業系ごみ量に占める割合は、30～40%(枚方市で約31%)である。
 - 枚方市の集計結果では、平成20年度の事業系ごみ全体の資源化率は約52%で、

新聞・雑誌等の古紙、缶、びんの資源化率は高いが、OA用紙（約57%）、機密書類（約31%）、食品残渣（その他も含めて20%）は資源化率が低い。

■減量計画書を提出した大規模事業所のごみ排出状況（枚方市 H20）

全業種：123事業所

(kg/月平均)

平成20年度（4月～3月）処理実績		発生量総量 (A+B)	廃棄物量 (A)	資源物量 (B)	資源化率 % (B)/(A+B)
紙類	新聞紙類	111	29	82	73.8%
	雑誌類	152	5	147	96.5%
	ダンボール類	5,928	30	5,898	99.5%
	OA用紙類	162	69	93	57.3%
	機密書類	98	67	31	31.3%
	その他の紙類	1,422	1,395	27	1.9%
厨芥類	食品循環資源（※1）	4,499	2,779	1,721	38.2%
	※1（ ） その他の厨芥類	4,053	4,049	4	0.1%
	空き缶類	339	75	264	77.8%
	空きびん・ガラス類	666	4	662	99.4%
	プラスチック類	279	135	145	51.8%
	木片類	118	55	63	53.1%
その他		1,343	1,200	144	10.7%
		1,634	68	1,565	95.8%
合計		20,805	9,960	10,845	52.1%

（施策の方向性）

- 大規模事業所については、取り組みの体制や経費負担にもある程度は対応できると考えられるので、基本的には自主的に減量に取り組むものとし、行政は情報提供や事業所間での情報交換の場を提供する。
- 各事業所の一般廃棄物管理責任者と定期的に情報交換の場を設け、各事業所のリサイクル方法等の情報交換、ごみ減量に取り組む上での問題点や解決方法に関する情報交換を行う。
- 毎年1回程度、大規模事業所に対する立入検査を行い、減量の取組状況を把握する。

《生駒市事業系一般廃棄物減量化計画策定マニュアルからの抜粋》

5 実績及び計画

区 分 種 類	前年度実績（4月～3月）			単位 t / 年		
	発生量 (A+B)	処分量 (A)	資源化量 (B)	資源化率 (B)/(A+B) %	処理区分 (表下段の番号 を記入)	
紙 類	新聞紙	2.0	0	2.0	100	3
	雑誌	0.7	0	0.7	100	3
	段ボール	1.0	0	1.0	100	3
	OA用紙	3.0	1.5	1.5	50	1, 3
	その他の紙	1.8	1.8	0	0	1
厨芥類（生ごみ）	2.0	1.5	0.5	25	1, 3	
その他の可燃物	1.8	1.2	0.6	33.3	1	
空き缶	1.5	0	1.5	100	3	
空きびん	0.2	0	0.2	100	3	
ペットボトル	0.3	0	0.3	100	3	
不燃物	2.0	2.0	0	0	1	
その他	2.5	2.5	0	0	1	
合 計	18.8	10.5	8.3	44.1		
区 分 種 類	本年度計画（4月～3月）			単位 t / 年		
	発生量 (A+B)	処分量 (A)	資源化量 (B)	資源化率 (B)/(A+B) %	処理区分 (表下段の番号 を記入)	
紙 類	新聞紙	2.0	0	2.0	100	3
	雑誌	0.7	0	0.7	100	3
	段ボール	1.0	0	1.0	100	3
	OA用紙	3.0	1.5	1.5	50	1, 3
	その他の紙	1.5	1.5	0	0	1
厨芥類（生ごみ）	2.0	0	2.0	100	1, 3	
その他の可燃物	1.5	1.5	0	0	1	
空き缶	1.0	0	1.0	100	3	
空きびん	0.2	0	0.2	100	3	
ペットボトル	0.3	0	0.3	100	3	
不燃物	1.8	1.3	0.5	25	1	
その他	2.0	1.8	0.2	27.8	1	
合 計	17.0	7.6	9.4	55.3		
処 理 区 分						
1. 許可業者に収集を委託 2. 市の施設に自己搬入 3. 資源回収業者による回収 4. 納入業者等の引取り 5. 自己処理 6. その他						

前年度:事務所内のごみ箱を減らしたが、さらにごみ減量化に取り組む余地がある。

本年度:コピー用紙の両面使用の徹底及びペーパーレスの推進により、紙ごみの発生を抑制する。

6 前年度における取組み及び実績の評価並びに本年度におけるごみ減量方針及び目標

※「大規模小売店舗立地法」に規定する大規模小売店舗のみ記入してください。

店頭での 回収状況 (前年度実績)	空き缶	Kg	紙パック	kg	kg
	空きびん	Kg	食品トレイ	kg	Kg
	ペットボトル	Kg		Kg	Kg

(2) 中小零細事業所の減量推進

(施策の方向性)

○行政による中小零細事業所のごみ減量の取り組みへの支援策について検討する。

《施策例》

・古紙等の集団回収による受入

■寝屋川市資源集団回収活動報奨金交付制度

1. 対象品目

古紙・古布・飲料用アルミ缶です。ただし、飲料用アルミ缶のみの回収に対しては補助金は交付できません。

2. 報奨金額

1 kg あたり 4 円

3. 事業所（店舗・工場等）から排出される古紙類についても対象となります。

これまでは家庭から排出されるものに限り報奨金を交付してきましたが制度変更により、事業所から排出される古紙類も報奨金の対象となりました。お近くの事業所より地域の集団回収に協力したいとの問合せ等がある場合、各団体への連絡先などを紹介します。（変更届に承諾の記載がされている場合のみ）ただし、事業所に対して報奨金を交付するものではありませんのでご注意ください。

・「プラスチック製容器包装」等の家庭系資源ごみによる収集

■名古屋市

「プラスチック製容器包装」「紙製容器包装」については、発生量が家庭並み少量(1週間に45リットル袋1袋以内)で、菓子袋など家庭から出るものと同じ性状のものであれば、家庭系資源と同じ方法で市の資源収集へ出すことができます。

・ 持込拠点の整備や持込先情報の提供

■ 仙台市

古紙等資源化物を資源化へ誘導するため、ホームページ等において古紙回収業者を紹介しているほか、市内3ヶ所の環境事業所に、無料で利用できる事業系紙類回収庫を設置している。

事業系紙類回収庫の概要（仙台市）

事業名称	事業系紙類回収庫
紹介媒体	市のホームページ
設置箇所数	3箇所（環境事業所）
受入時間等	土日、祝日、年始年末を除く、午前9時～午後4時30分
受入品目	段ボール、新聞、雑誌・雑紙、コピー用紙、少量のシュレッター紙（機密文書は除く）
減量効果	回収量は458 t（平成20年度）

資料：仙台市環境局事業概要

・ 古紙問屋情報の提供

■ 三田市

三田市が事業者配布している「三田市事業系ごみ減量の手引き」に、古紙等の資源を受け入れる市内の資源化業者を紹介している。

資源化物の受け入れ先の紹介（三田市）

事業系ごみに関するお問い合わせ先

許可業者一覧

業者名	住所	電話番号
株式会社アークス	三田市溝口300番地	079-568-1944
株式会社ユニオン	三田市中央町11番17号サンシャイン5ビル401号	079-562-5058

資源回収業者一覧

業者名	連絡先	一般廃棄物の取り扱い品目										回収	業者への直接持ち込み
		一（へ） 般古紙 （新聞・ 雑誌等）	段 ボール	OA 紙等 上質紙	機 密書 類	ガ ラ ス び ん	そ の 他 ガ ラ ス	ス チ ール 缶	アル ミ 缶	そ の 他 金 属	そ の 他		
(有)アルミック徳原	0795-23-1371	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○
上野紙料(株)	078-671-1113	○	○	○	○	×	×	×	○	×	ウエス	○	○
大本紙料(株)	078-857-2222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
昌平(株)播磨事業所	0794-35-6767	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○
新栄資源	078-952-1358	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×
徳原商店・(株)徳原	0794-82-5756	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○
(株)中西商店	079-567-1360	×	×	×	×	×	×	×	○	○	木くず他	○	○
(有)南海運輸産業	079-559-4681	×	×	×	×	○	○	○	○	×	廃蛍光灯	○	○
長谷川商店	0797-73-7374	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	×
福田商店	078-593-1663	○	○	○	○	×	×	×	○	×	ウエス	○	×
増田商店	0795-82-0455	○	○	○	×	○	○	○	○	○	木くず	○	○
(株)モリグチ環境	0794-85-2133	○	○	○	○	×	×	○	○	○	ウエス	○	○

出典：「三田市 事業系ごみ減量の手引き」（三田市）

○商工会議所と連携するなどにより、古紙の共同回収の仕組みについて検討する。

《取り組み例》

■あまがさきエコクラブ（尼崎市）

①概要

（社）尼崎青年会議所のメンバーが中心となってNPO法人あまがさきエコクラブを立ち上げ（H14. 11）、市内事業所から排出される古紙の共同回収事業を実施している。

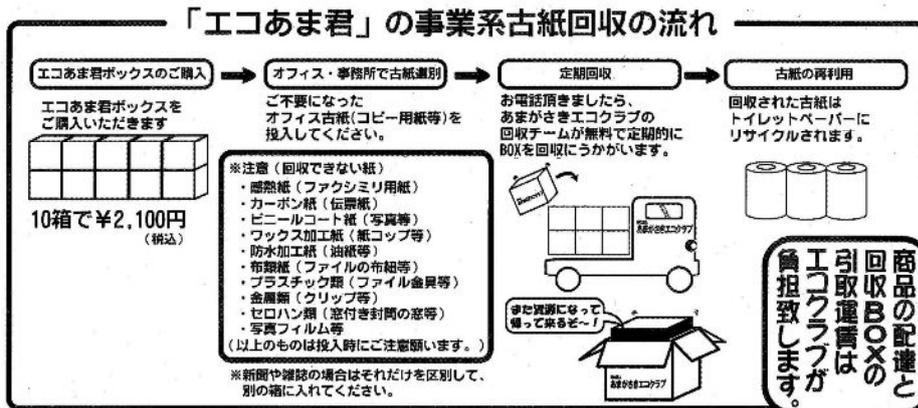
②特徴

- ・少量ずつでも回収を依頼できるため、古紙回収量が少ない事業所にとって気軽に依頼できる。
- ・古紙回収費は105円/10kg程度で、ごみ処理費用より若干安価である。
- ・事業運営（特に収集費用）に回収箱の販売費を充てる工夫をしている。
- ・尼崎市も、トイレットペーパーの購入や市役所支所等の古紙を引き渡すなど、回収事業を支援している。

表 回収システムの概要（尼崎市）

回収対象	オフィス古紙（コピー用紙等）
排出方法	回収箱（エコあま君ボックス）に入れて排出
排出ルール	感熱紙等禁忌品は入れないこと
回収依頼方法	回収箱が満杯になったら事務局に電話
回収方法	排出事業者を巡回回収（回収は古紙回収業者に委託）
回収日・頻度	事務局と協議
回収料金	○参加事業者回収箱（エコあま君ボックス）10箱2,100円を購入してもらい、回収費用に当てている。（段ボール1箱20kgとして105円/10kg） ○再生されたトイレットペーパー（エコあま君ロール100ロール4,200円）を参加事業者に購入してもらっている。
減量効果	○年間回収量：333トン ○トイレットペーパー販売量：177,600個（H17） ※「尼崎市 環境基本計画 実施状況報告書（平成17年度実績）」（尼崎市）より
再生利用先	西日本衛材（株）に搬入しトイレットペーパー

図 尼崎エコクラブの古紙回収の概要



出典：「NPO法人あまがさきエコクラブ」資料

■東京都多摩市

①概要

多摩商工会議所内に古紙回収事業の事務局を設置。会員企業を対象に協力回収業者が古紙類を回収（平成6年4月から実施）に回る。

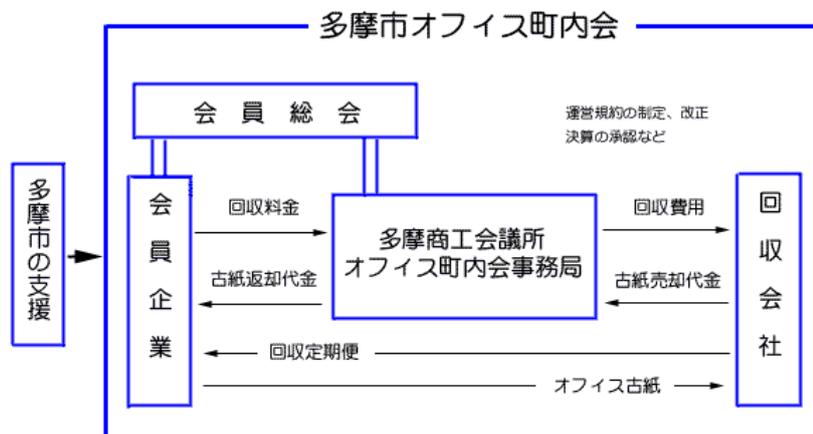
②特徴

- ・少量ずつでも回収を依頼できるため、古紙回収量が少ない事業所にとって気軽に依頼できる。
- ・古紙回収費は160円/10kg程度（200kg以下は4,600円/回）であり、ごみ処理費用（400円/10kg収集費用含む）より安価である。
- ・多摩市が「多摩市オフィス町内会に対する補助金交付要綱」を作り、商工会議所等へ助成（H16で150万円）するとともに、小中学校、公共施設等も回収事業に参加し支援している。
- ・古紙回収業者と商工会議所が連携して回収事業を行っている。
- ・多摩市は、事務局機能を持つとともに、市のホームページ等で回収システムを紹介している。平成14年で回収量137t、トイレトペーパー販売実績1,200ケース（狭山市行財政現況調査）

表 回収システムの概要（多摩市）

参加事業所数	74事業所（公共施設等を含むH16.2現在）
回収対象	上質紙、再生紙、新聞、雑誌・パンフレット、段ボール、牛乳パック
排出ルール	感熱紙等禁忌品は入れないこと
回収依頼方法	回収の依頼方法は事務局又は回収業者と調整
回収方法	排出事業者を巡回回収
回収日・頻度	協議（週2回～3か月に1回）
回収料金	○会員事業者は基本料金として1回4,600円（200kg以下）及び超過分（200kg以上）は16円/kgを負担
再生利用先	トイレトペーパー （60mシングル12ロール315～352円、120mシングル6ロール409円）

図 多摩市オフィス町内会の仕組み（多摩市）



資料：多摩市オフィス町内会ホームページ <http://www.tamacci.or.jp/kaiin/office.html>

○清掃リレーセンターへの資源持込に対する処理費用の無料化を検討する。

《取り組み例》

仙台市の処理手数料

可燃ごみ 100円/10kg

資源ごみ（缶・びん・ペットボトル） 30円/10kg

4. 事業者と市民との協働の取り組みの展開

（施策の方向性）

○スーパー、コンビニエンスから、売れ残り食品の廃棄を無くすため、売り切れごめ
んを認める運動を展開する。また、レストラン等の飲食店からの食べ残しを減らす
ため食べきり運動を展開するなど、市民と事業者が一体となった事業系ごみの発生
抑制のための運動を展開する。

《取り組み例》

■「おいしいふくい食べきり運動」（福井県）

①運動展開の経緯

ごみの減量を推進として、ごみ中の3～4割を占める生ごみ対策を推進するた
め、食品ロスの発生抑制に向け、平成18年度から「おいしいふくい食べきり運動」
を展開している。

「おいしいふくい食べきり運動」

◆県民への呼びかけ

◎家庭での取り組み

- 食材を購入するときは気を付ける
 - ・買い物に出かける前に、冷蔵庫の確認 等
- 食事のあとに気を付ける
 - ・調理くずは再調理し、工夫して食材を使い切る 等
- 食事の時に気を付ける
 - ・できるだけ家族そろって食べる 等

◎外食時の取り組み

- ・食べきれないと思った時は、「小盛り出来ますか？」 等

◎宴会時の取り組み

- ・出席者の性別や年齢などを店側に伝え、適量注文を心掛ける 等

◆お店の方々へのお願い

- ※以下の取り組みのような、食べ残しを減らす取り組みを行ってもらえる飲食店、料
理店、ホテル等のお店へ、「おいしいふくい食べきり運動」協力店登録を依頼
 - ・「小盛りできます」、「食べられないものがあれば相談してください」などのメ
ニューへ表示
 - ・持ち帰りできる形での料理の注文があった場合に、食中毒の危険がない料理
を折り詰めなどで持ち帰り用として提供
 - ・食べ残しが減るような意識啓発の店内表示、呼びかけ

②運動の展開による効果の把握

協力店の97店（50%）から5%以上の減少効果があったと回答を得ている。

③類似の取組みを展開する自治体

「ちば食べきりエコスタイル（ちば食べエコ）」（千葉県）

「食べ残しを減らそう県民運動」（長野県）

5. 全体的な事業系ごみの減量誘導

（施策の方向性）

○排出事業者へごみ減量への誘導効果が発揮できるように、10kg50円のごみ処理手数料を見直す。

《周辺都市の事業系ごみ処理手数料（許可業者分）》

都市名	ごみ処理手数料
奈良市	100円/10kg
枚方市	60円/10kg
交野市	60円/10kg
寝屋川市	60円/10kg
門真市	40円/10kg
大阪市	58円/10kg
横浜市	130円/10kg
川崎市	120円/10kg
東京都	145円/10kg
名古屋市	200円/10kg

○神戸市、広島市等で導入され、減量効果が発揮されている事業系ごみ有料指定袋制を導入する。ただし、袋に入らないごみへの対応、食品廃棄物のように一律の料金設定ではリサイクル誘導効果が発揮されない品目への料金設定などについて十分に検討を行う。

【スケジュール】

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	H23. 4～9	10～H24. 3	H24. 4～9	10～H25. 3	H25. 4～	
事業系 ごみ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">制度 設計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">周知</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">導入</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条例 改正</div>					
家庭系 ごみ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">有料制の実施の有無及び実施の場合の仕組み・留意事項について検討</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">パブリック コメント</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条例 改正</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">導入に向けた準備 ・指定袋販売店の募集 ・指定ごみ袋の入札</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">導入</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ごみ処理手数料の検討</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市民啓発・地元説明会</div>	

《導入都市と削減率》

ア)福岡県久留米市 (H 9～)	減量効果 (対前年度比) 25%削減
イ)広島県東広島市 (H13.4～)	減量効果 (対前年度比) 19%削減
ウ)広島市 (H17.10～)	減量効果 (対前年度比) 10%削減
エ)神戸市 (H19.4～)	減量効果 (H19/H18) 28%削減

■有料指定袋制の導入例 (神戸市)

①概要

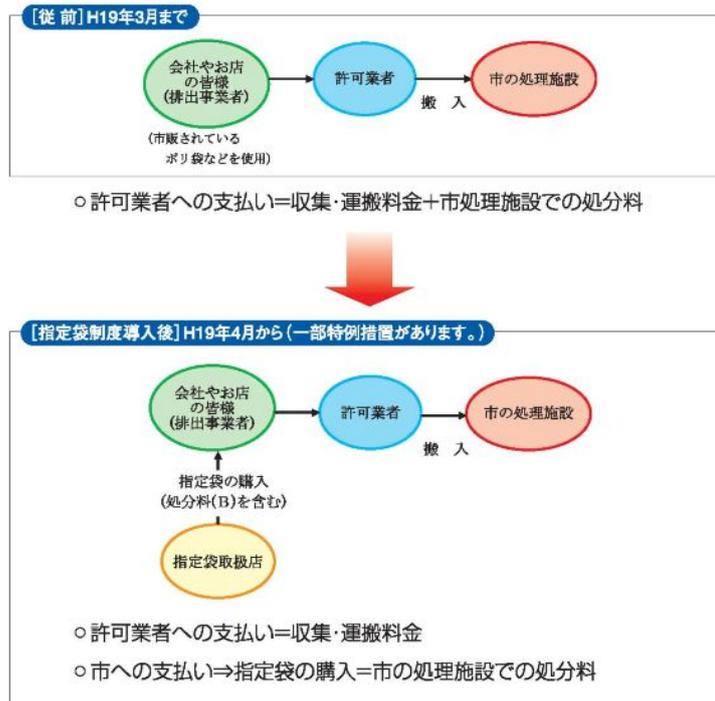
神戸市では平成19年4月から事業系ごみへ有料指定袋制を導入した。

従来の市処理施設での処分料を含めた費用を許可業者に支払うのではなく、処分料は有料指定袋により神戸市へ支払い、収集・運搬料金は許可業者へ支払う仕組みである。ごみを減らすほど有料指定袋の購入費用が減ることになり、ごみ減量への経済的インセンティブが働くと言われている。

②特徴

事業系ごみの出し方のルールや分別区分等を示したパンフレット「お店や会社のごみの出し方ルールブック」を作成し、排出事業者への情報提供に努めている。

図 有料指定袋制の概要（神戸市）



＜神戸市の有料指定袋代の計算式＞

ごみ袋の容積×重量換算係数（可燃・不燃・粗大 0.2，資源 008）
×ごみ処理手数料+袋制作費（12円/枚）
（ごみ処理手数料）

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
80円/10kg	100円/10kg	140円/10kg	40円/10kg

資料：「事業系一般廃棄物の排出の際の指定袋の使用についてのチラシ」

表 有料指定袋の代金

＜＜＜指定袋の販売価格（10枚1組）＞＞＞

2007.2.1現在

種類	容量	販売価格	種類	容量	販売価格
可燃ごみ用	30L袋	570円	粗大ごみ用	30L袋	930円
	45L袋	840円		45L袋	1,380円
	70L袋	1,310円		70L袋	2,150円
	90L袋	1,690円	資源ごみ用	30L袋	190円
不燃ごみ用	30L袋	690円		45L袋	270円
	45L袋	1,020円		70L袋	420円
	70L袋	1,590円			

販売価格には消費税を含む。

資料：「事業系一般廃棄物の排出の際の指定袋の使用についてのチラシ」

表 実際に許可業者に支払う金額の目安（上限額）

収集・運搬料金

収集・運搬料金は神戸市手数料条例により、その**上限額**が決められています。その額は右の表のとおりです。

ごみの量は、増減しますので、数ヶ月間のごみ量を勘案し、契約をしてください。

区 分	金 額	
指定袋による場合	30L	96円／袋
	45L	144円／袋
	70L	224円／袋
	90L	288円／袋
重量による場合	160円／10kg	

○割増料金

時間外収集など特別の作業を要した場合は、神戸市手数料条例施行規則により**割増**が認められています。その基準は次のとおりです。

1割増

分別して指定袋に収納された廃棄物を排出者の依頼により、許可業者が同一車両に混載しなければならない場合（許可業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に定める処分業（積替・保管）の許可を得ている場合に限る。）

3割増

午後5時以降午後10時までに収集する場合

ごみがバラ出しのまま集積されており、収集時に容器への収集作業又は梱包を必要とする場合

ダストシュート等、建物一体となっているためにかき出し作業を必要とする場合

収集車両の駐車可能地点から20メートル以上の小運搬作業を必要とする場合

収集車両の駐車可能地点から1階以上の階差があり、集積場所から小運搬作業を必要とする場合

5割増

午後10時以降午前5時までに収集する場合

3割の範囲内において加算することができる作業が複合する場合

少量排出に伴う不定期収集が行われる場合

資料：「事業系一般廃棄物の排出の際の指定袋の使用についてのチラシ」